

名古屋港魚釣り施設あり方検討委員会

設置要綱

(名称)

第1条 本会は、名古屋港魚釣り施設あり方検討委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、高潮防波堤改良工事により名古屋港海づり公園の使用を停止したことに伴い、現在の港湾の利用状況や将来計画等を踏まえて、安全面及び環境面等から、名古屋港における恒久的な魚釣り施設のあり方について検討を行うものである。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

- 2 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員の互選により選任する。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 委員長がその職務を遂行できないときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の聴取、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 委員長は、急施を要し、委員会の会議を開催するいとまがないと判断したときは、委員に回議してこれに代えることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委員会の業務が完了したときまでとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、名古屋港管理組合企画調整室企画担当に置く。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

本要綱は、平成25年7月10日から施行する。

別表-1

名古屋港魚釣り施設あり方検討委員会

名簿

学識経験者委員

所属	委員名（敬称略）
中部大学 都市建設工学科	松尾 直規
大阪大学大学院 工学研究科	青木 伸一
名古屋工業大学 都市社会工学科	増田 理子

港湾関係委員

所属	委員名（敬称略）
名古屋港運協会	北河 雅夫

釣り団体委員

所属	委員名（敬称略）
公益財団法人 日本釣振興会 (愛知支部)	佐藤 よし孝
東海釣りインストラクター協議会 (JOFI東海)	松岡 隆春